

福県医発第347号(地)

平成20年5月9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者について」、及び「同基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準について」の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

本件は、平成20年2月19日付け福県医発第2093号(地)にて「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」、及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について」ご送付いたしておりましたが、平成20年3月31日付けで「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者について」、及び「同基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準について」が公布され、平成20年4月1日より施行されることになりました。

同基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者とは、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付、その費用の支払並びにこれらに附随する事務を行うことができる者(代行機関:支払基金、国保連合会)であります。

また、同基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準につきましては、すでに厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に示されている内容であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知等につきましては、日本医師会ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

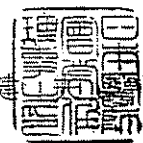
(地Ⅲ36)

平成20年4月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会

常任理事 内田 健



「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者について」、及び「同基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準について」の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」、及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について」の送付につきましては、平成20年2月6日付（地Ⅲ273）をもって貴会宛にお送りさせていただきました。

今般、別添のとおり、平成20年3月31日付で厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室より、都道府県医療構造改革担当部局宛に「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者について」、及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準について」の通知が出されました。併せて、本会に対しましても、周知方依頼がありました。

なお、同基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者とは、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付、その費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者（代行機関：支払基金、国保連合会）であります。

また、同基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準につきましては、すでに厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」に示されている内容であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本通知につきまして日医ホームページに掲載いたしますことを申し添えます。

事 務 連 絡
平成20年 3月31日

都道府県医療構造改革担当部局 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める者について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者が平成20年3月31日に公布されましたので送付いたします。

なお、貴都道府県内の市町村等にも周知が図られるよう、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省告示第百七十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十六条第三項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる基準を満たすものとする。

1 代行業務の内容に関する基準

(1) 保険者に代わり、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施に要した費用の請求の受付及び当該費用の支払に係る業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を実施すること。

ア 保険者並びに法第28条の規定に基づき保険者から特定健康診査及び特定保健指導（以下「

特定健康診査等」という。)の実施の委託を受けた者(以下「実施機関」という。)から、特定健康診査等に関する記録、特定健康診査等の実施に要した費用の請求等に係る情報その他特定健康診査等の実施に要した費用の請求の受付及び当該費用の支払に必要な情報(以下「決済情報」という。)の提出を受け、速やかに事務点検(決済情報に基づき、実施機関から保険者に対する特定健康診査等の実施に要した費用に係る請求内容及び請求金額の点検を行うことをいう。以下同じ。)を行うこと。

イ 事務点検の結果、問題があると判断された決済情報については、その理由を付して実施機関に返戻し、再提出を求めること。

ウ 事務点検の結果、問題がないと判断された決済情報については、保険者ごとに決済情報を整理及び集約し、保険者に対して当該決済情報を安全かつ速やかに送付すること。

エ 特定健康診査等の実施に要した費用を保険者及び実施機関ごとに集約し、保険者及び実施機関に代わり、保険者に対する当該費用の請求及び実施機関に対する当該費用の支払を行うこと。

オ 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報を、特定健康診査等の実施に要した費用の請求及び支払が完了するまでの間、適切に保存及び管理すること。

(2) (1)に掲げる業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施することができること。

ア 保険者に代わって行う特定健康診査等の実施案内に係る業務

イ 実施機関に代わって行う特定健康診査等の実施受付に係る業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、保険者又は実施機関に代わって行う業務

(3) 保険者と実施機関との間の契約に関する情報その他の(1)及び(2)に掲げる業務（以下「代行業務」という。）の実施に必要な情報は、あらかじめ保険者及び実施機関から授受しておくこと。

(4) 事務点検の一部を保険者が行う場合には、代行業務を行う者と保険者との間において、役割分担、決済情報の取扱いその他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うこと。

2 特定健康診査及び特定保健指導の結果等の情報の取扱いに関する基準

(1) 代行業務を行うに当たっては、法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

(3) 電子情報処理組織（代行業務を行う者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と保険者が使用する電子計算機及び実施機関が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により代行業務を行う場合には、電子情報処理組織の使用に係る安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

(4) 決済情報を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。

）を送付する方法により代行業務を行う場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 光ディスク等を授受したことが確認できる手段（書留郵便、配達証明郵便等）を用いる等、送付中の光ディスク等の安全が確保される手段を用いるよう努めること。

イ 送付中の光ディスク等が盗取され、又は紛失した場合に、当該光ディスク等に記録した決済情報が漏えいしないよう、決済情報の暗号化その他必要な対策を講じること。なお、決済情報を暗号化する場合には、正しい送付先のみが復元できるような手段を用いること。

(5) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報は、読み込む前に必ずコンピュータウィルスに感染していないことを確認すること。

3 施設、設備等に関する基準

(1) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報の迅速かつ正確な処理、光ディスク等を送付する方法による代行業務の実施等、代行業務を適切に実施するために必要な施設、設備、人員等を有していること。

(2) 施設、設備等において、決済情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）が徹底されていること。

4 運営等に関する基準

- (1) 保険者の求めに応じ、保険者が代行業務の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (2) 代行業務を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (3) 代行業務の一部を再委託する場合には、保険者との契約等において、再委託先についてもこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守していることを明示すること。
- (4) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (5) 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (6) 代行業務に関し、事業運営上開示すべき重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び実施機関が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 代行業務を行う者の名称及び所在地に関する事項

イ 施設及び設備に関する事項

ウ 情報システムに関する事項

エ 運営に関する事項

オ 事務手数料等に関する事項

カ その他事業運営上開示すべき事項

○厚生労働省告示第百七十八号
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の
前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
(平成十九年厚生労働省令第百四十号) 附則第十
七条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関
する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額
の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づ
き厚生労働大臣が定める施設を次のように定め、平
成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 外務 要一
一 高齢者の医療の確保に関する法律による保
険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関
する省令附則第十七条の規定に基づき、原
生労働大臣が定める施設

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の
前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
(平成十九年厚生労働省令第百四十号) 附則第十
七条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設
は、次に掲げる施設とする。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三
号)第二十條の六に規定する軽費老人ホーム
(身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが困難な状態にある者であつて、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設として厚生労働大臣が定めるものに限る。)

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第
八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

三 老人福祉法第二十九條第一項に規定する有
料老人ホーム(居室は個室であつて、入居者
一人当たりの床面積が十三平方メートル以上
であるものうち、介護保険法第五十一條の
第三項の厚生労働省令で定める要介護被保
険者であつても入居することが可能な居室を
確保しているものに限る。)

四 老人福祉法第二十條の五に規定する特別養
護老人ホーム

五 老人福祉法第五條の二第四項に規定する老
人短期入所事業を行う施設(特別養護老人
ホームに併設するものに限る。)

六 介護保険法第八條第十八項に規定する認知
症対応型共同生活介護又は同法第八條の二第
十七項に規定する介護予防認知症対応型共同
生活介護の事業を行う仕組
七 介護保険法第八條第十七項に規定する小規
模多機能型居宅介護又は同法第八條の第二十
六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅
介護の事業を行う施設

八 老人福祉法第五條の二第三項に規定する便
宜を供与し、併せて高齢者の居住の用に供す
るための施設であつて、次に掲げるものを整
備する事業

イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十一
号)第二条第一項に規定する離島振興施設
実施地域において整備されるもの
ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十
九年法律第百八十九号)第一条に規定する
奄美群島において整備されるもの

ハ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第
七条第一項に規定する山村振興施設におい
て整備されるもの
ニ 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年
法律第百十八号)第五条に規定する水源
地整備計画に基づいて整備されるもの

ホ 半島振興法(昭和六十一年法律第六十二号)第
二条第一項に規定する半島振興対策実施
地域において整備されるもの

ヘ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二
年法律第十五号)第二条第一項に規定する
過疎地域において同法第六条第一項に規定
する過疎地域自立促進市町村計画に基づい
て整備されるもの

ト 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第
十四号)第三条第三項に規定する離島の地
域において地方公共団体その他の者により
同法第四条第一項に規定する沖縄振興計画
に基づいて整備されるもの

九 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平
成十三年法律第二十六号)第四条の規定によ
り整備されている賃貸住宅のうち、介護保
険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法
施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める
基準(平成十八年厚生労働省令第百六十
四号)に適合するものとして都道府県知事は
届けられているもの

○厚生労働省告示第百七十九号
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する
基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第
十六条第三項の規定に基づき、特定健康診査及び
特定保健指導の実施に関する基準第十六条第三項
の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のよ
うに定め、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 外務 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関
する基準第16条第3項の規定に基づき厚生
労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する
基準(平成十九年厚生労働省令第157号。第16条第
3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、
次に掲げる基準を満たすものとする。

1 代行業務の内容に関する基準
(1) 保険者に代わり、特定健康診査(高齢者の
医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80
号。以下「法」という。))第18条第1項に規定
する特定健康診査をいう。以下同じ。及び特
定保健指導(同項に規定する特定保健指導を
いう。以下同じ。))の実施に要した費用の請求
の受付及び当該費用の支払に係る業務とし
て、次に掲げる業務の全部又は一部を実施す
ること。

ア 保険者並びに法第28条の規定に基づき、保
険者から特定健康診査及び特定保健指導
(以下「特定健康診査等」という。))の実施
の委託を受けた者(以下「実施機関」とい
う。))から、特定健康診査等に関する記録、
特定健康診査等の実施に要した費用の請求
等に係る情報その他の特定健康診査等の実施
に要した費用の請求の受付及び当該費用の
支払に必要な情報(以下「決済情報」とい
う。))の提出を受け、速やかに事務点検(決
済情報に基づき、実施機関から保険者に対
する特定健康診査等の実施に要した費用に
係る請求内容及び請求金額の点検を行うこ
とをいう。以下同じ。))を行うこと。

イ 事務点検の結果、問題があると判断され
た決済情報については、その理由を付して
実施機関に返戻し、再提出を求めること。
ウ 事務点検の結果、問題がないと判断され
た決済情報については、保険者に対して決
済情報を整理及び集約し、保険者に対して当
該決済情報を安全かつ速やかに送付するこ
と。

エ 特定健康診査等の実施に要した費用を保
険者及び実施機関とに集約し、保険者及
び実施機関に代わり、保険者に対する当該
費用の請求及び実施機関に対する当該費用
の支払を行うこと。

オ 保険者及び実施機関から提出を受けた決
済情報を、特定健康診査等の実施に要した
費用の請求及び支払が完了するまでの間、
適切に保管及び管理すること。
(2) (1)に掲げる業務を実施することとして、次
に掲げる業務を実施することとすること。
ア 保険者に代わり行う特定健康診査等の
実施機関に係る業務

イ 実施機関に代わり行う特定健康診査等
の実施受付に係る業務
ウ ア及びイに掲げるもののほか、保険者又
は実施機関に代わり行う業務
(3) 保険者及び実施機関との間の契約に関する情
報その他の(1)及び(2)に掲げる業務(以下「代
行業務」という。))の実施に必要な情報は、あ
らかじめ保険者及び実施機関から提供してお
くこと。

(4) 事務点検の一部を保険者が行う場合には、
代行業務を行う者と保険者との間において、
役割分担、決済情報の取扱いその他の必要な事
項をあらかじめ取り決めて行うこと。
2 特定健康診査及び特定保健指導の結果等の情
報の取扱いに関する基準

(1) 代行業務を行うに当たっては、法第30条に
規定する秘密保持義務を遵守すること。
(2) 個人情報保護法(平成15年法律第57号)及びこれ
に基づきガイドライン等
を遵守すること。

(3) 電子情報処理組織(代行業務を行う者が使
用する電子計算機、入出力装置を含む。以下
同じ。))と保険者が使用する電子計算機及び実
施機関が使用する電子計算機とを電気通信回
線で接続した電子情報処理組織をいう。以下
同じ。))により代行業務を行う場合には、電子
情報処理組織の使用に係る安全管理(組織的、
物理的、技術的、人的な安全管理等)を徹底
すること。

(4) 決済情報を記録した光ディスク又はフロッ
ピーディスク(以下「光ディスク等」とい
う。))を送付する方法により代行業務を行う場
合には、次に掲げる事項を遵守すること。
ア 光ディスク等を授受したことが確認でき
る手段(留郵便、配達証明郵便等)を用
いる等、送付中の光ディスク等の安全が確
保される手段を用いるよう努めること。

オ 保険者及び実施機関から提出を受けた決
済情報を、特定健康診査等の実施に要した
費用の請求及び支払が完了するまでの間、
適切に保管及び管理すること。
(2) (1)に掲げる業務を実施することとして、次
に掲げる業務を実施することとすること。
ア 保険者に代わり行う特定健康診査等の
実施機関に係る業務

イ 実施機関に代わり行う特定健康診査等
の実施受付に係る業務
ウ ア及びイに掲げるもののほか、保険者又
は実施機関に代わり行う業務
(3) 保険者及び実施機関との間の契約に関する情
報その他の(1)及び(2)に掲げる業務(以下「代
行業務」という。))の実施に必要な情報は、あ
らかじめ保険者及び実施機関から提供してお
くこと。

(4) 事務点検の一部を保険者が行う場合には、
代行業務を行う者と保険者との間において、
役割分担、決済情報の取扱いその他の必要な事
項をあらかじめ取り決めて行うこと。
2 特定健康診査及び特定保健指導の結果等の情
報の取扱いに関する基準

(1) 代行業務を行うに当たっては、法第30条に
規定する秘密保持義務を遵守すること。
(2) 個人情報保護法(平成15年法律第57号)及びこれ
に基づきガイドライン等
を遵守すること。
(3) 電子情報処理組織(代行業務を行う者が使
用する電子計算機、入出力装置を含む。以下
同じ。))と保険者が使用する電子計算機及び実
施機関が使用する電子計算機とを電気通信回
線で接続した電子情報処理組織をいう。以下
同じ。))により代行業務を行う場合には、電子
情報処理組織の使用に係る安全管理(組織的、
物理的、技術的、人的な安全管理等)を徹底
すること。

イ 送付中の光ディスク等が盗取され、又は紛失した場合に、当該光ディスク等に記録した決済情報が増えいしないよう、決済情報の暗号化その他必要対策を講じること。なお、決済情報を暗号化する場合には、正しい送付先のみが復元できるように手段を用いること。

(5) 保険者及び当施設機関から提出を受けた決済情報には、読み込む前に必ずコンピュータウイルスに感染していないことを確認すること。

(1) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済

情報迅速かつ正確な処理、光ディスク等を
送付する方法による代行業務の実施等、代行
業務を適切に実施するために必要な施設、設
備、人員等を有していること。

(2) 施設、設備等において、災害情報の安全確保（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）が徹底されていること。

4 重宮等に関する事項

(1) 保険者の求めに応じ、保険者が代行業務の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

(2) 代行業務を適切かつ継続的に実施すること
ができる財務基盤を有すること。

(3) 代行業務の一部を再委託する場合には、保険者との契約等において、再委託先について、もこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守していることを明示すること。

- (4) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (5) 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。

(6) 代行業務に関し、事業運営上開示すべき重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び実施機関

関が容易に確認できる方法（ホームページ）での掲載等）により、幅広く周知すること。
ア 代行業務を行う者の名称及び所在地に関する事項

イ 施設及び設備に関する事項
ウ 情報システムに関する事項

工事運営に関する事項
事務手数料等に関する事項

万の他事業運営に示すべき事項

○厚生労働省告示第百八十号
予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第十條第一項の規定に基き、予防疫種法施行令第十條第一項の医療に基きたる費用の額の算定方法（昭和五十二年厚生省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 舩添 要一

第二章第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）」に、「老人保健の医療」を「後期高齢者医療の療養の給付」に改める。
○厚生労働省告示第百八十一号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十一条第二項の規定に基き、平成十九年厚生労働省告示第百二十三号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 舩添 要一

第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第百三十八号）」に、「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
○厚生労働省告示第百八十二号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十三條第一項の規定に基き、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関医療担当規程（平成七年厚生省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 舩添 要一

第九條中「第四十四條ノ四第一項」を「第八十八條第一項」に、「第七條第八項」を「第八條第四項」に、「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
○厚生労働省告示第百八十三号
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四條第二項の規定に基き、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十四條第二項の規定による診療方針及び診療報酬（平成七年厚生省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日
厚生労働大臣 舩添 要一

第一号中「老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）」に、「老人保健の診療方針」を「後期高齢者医療の診療方針」に改める。

第二号中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

○厚生労働省告示第百八十四号
地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四
条第一項の規定に基づき、地域保健対策の推進に
関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第百
七十四号）の一部を次のように変更したので、同
条第三項の規定により公表し、平成二十年四月一
日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一の五中「老人保健」を「高齢者に改める。
第二の一の二の（一）の（イ）中「老人保健」を「健
康増進、特定健康診査及び特定保健指導」に改め、
○厚生労働省告示第百八十六号
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第
百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及
び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七
年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表の第1章第2節のイ中「5,500点」を「8,250点」に改める。
別表の第1章第2節のロ中「4,500点」を「7,250点」に改める。
別表の第1章第2節のハ中「3,500点」を「6,250点」に改める。
別表の第2章通則のロのロを次のように改める。

ロ イ以外の場合

1 病院の場合

(1) 30分以上の場合 360点
(2) 30分未満の場合 330点

2 診療所の場合

(1) 30分以上の場合 360点
(2) 30分未満の場合 350点

別表の第2章通則中「1を12と」「10を11と」を「10を12と」「10を11と」に改める。
別表の第2章通則中「6を10と」「8を9と」を「6を10と」「8を9と」に改める。
別表の第2章通則中「6を10と」「8を9と」を「6を10と」「8を9と」に改める。
別表の第2章通則の7の注3の次のように加える。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。
医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。
別表の第2章通則中「7を8と」を「7を8と」に改める。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。
注4 医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。

同(6)のイ中「老人保健福祉計画」を「がん対策推
進計画、健康増進計画、老人福祉計画」に改める。
第二の二の2のロ中「精神障害者の社会復帰施
設」を「精神障害者の障害者支援施設」に、「精神
障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設」に改
める。

第五の四の1及び第六の一の2中「老人保健事
業」を「健康増進事業」に改める。

○厚生労働省告示第百八十五号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關
する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の規
定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十
二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように
改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

厚生労働大臣 舩添 要一

第四号中「平成十八年厚生労働省告示第九十二
号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」
に改める。

事 務 連 絡
平成20年 3月31日

都道府県医療構造改革担当部局 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき
厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、
記録の保存等に関する基準について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準が平成20年3月31日に公布されましたので送付いたします。

なお、貴都道府県内の市町村等にも周知が図られるよう、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省告示第四百十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十七条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は歯医業士」とあるのは、「、歯医業士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、歯医業士」とあるのは「保健師、歯医業士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同

じ。)の実施については、第1に掲げる基準とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施については、第2に掲げる基準とする。

第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。

- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的を受け、検査値の精度が保証されていること。
- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。

- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (6) 特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上

に努めること。

- (3) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (4) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (5) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業員の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
 - エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - オ 事業の実施地域
 - カ 緊急時における対応
 - キ その他運営に関する重要事項
- (6) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。

- (7) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (8) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (9) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (10) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。）が置かれていること。ただし、事

務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平

成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- (8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者

、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

2 施設、設備等に関する基準

(1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

(2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

(3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。

(4) 健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

3 特定保健指導の内容に関する基準

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

- (2) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- (3) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- (4) 特定保健指導を実施する年度中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- (5) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成すること。
- (2) 特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- (3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (5) 特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技

術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩^{えい}、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。以下この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

- (7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
- (3) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (4) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (5) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特

定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職種

ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容

エ 特定保健指導の実施日及び実施時間

オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額

カ 事業の実施地域

キ 緊急時における対応

ク その他運営に関する重要事項

(7) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(8) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

(9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(10) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける

ための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第1 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

第1 特定健康診査の実施に係る施設

- (1) 特定健康診査を実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下、この②において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の業務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- (2) 外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
- (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
- (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合においては、委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。
- (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の越年管理に資する形式により行われるようにすること。
- (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
- (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (5) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及びこれに基づきガイドライン等を遵守すること。
- (6) 特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。
- (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合に、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限り提供するとともに、提供に当たっては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づきガイドライン等を遵守すること。

5 運営等に関する基準

- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- (2) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
- (3) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができると認められること。
- (4) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

- (5) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

事業の目的及び運営の方針

- ア 従業員の職数、員数及び職務の内容
- イ 特定健康診査の実施日及び実施時間
- エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
- オ 事業の実施地域

緊急時における対応

その他運営に関する重要事項

- (6) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携帯させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (7) 特定健康診査の実施者の情報の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (8) 虚偽又は夸大な広告を行わないこと。
- (9) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設ける等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (10) 従業者及び会計に関する諸記録を管理すること。

第2 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

第1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう。以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。

- (2) 常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この②において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の業務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実行計画（行動計画の策定の日から6月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導の支援計画の策定等を行うこと）について積極的な責任を担う医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。

- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合に、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

(三) 保護者と常に密接な連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について、周知するよう努めること。

(四) 市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

第六章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第一章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

1 保育所における保護者に対する支援の基本

(一) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。

(二) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。

(三) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。

(四) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。

(五) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。

(六) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。

(七) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(一) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。

(二) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

(三) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合に、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

(四) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

(五) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

(六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

(七) 地域における子育て支援

(一) 保育所は、児童福祉法第四十八条の三の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(一) 子育て家庭への保育所機能の開放(施設及び設備の開放、体験保育等)

(二) 子育て等に関する相談や援助の実施

(三) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

イ 一時保育

(一) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(三) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐめる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

第七章 職員の資質向上

第一章(総則) から前章(保護者に対する支援)までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

(一) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。

(二) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めよう努めること。

(三) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

〇厚生労働省告示第四十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号) 第十七条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき、厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は保健指導員」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導員」に、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導員」に関する施設」とする。

平成二十年三月二十八日

厚生労働省 告示 第四十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

(一) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。

(二) 第四章(保育の計画及び評価)の2の(一)(保育士等の自己評価)及び(二)(保育所の自己評価)等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。

(三) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

(一) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるよう、自己評価に基づき研修等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(二) 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学ぶという環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

〇厚生労働省告示第四十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号) 第十七条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき、厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、平成二十五年三月三十一日までの間は、第2の1の(3)及び(4)中「又は保健指導員」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導員」に、第2の1の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導員」に関する施設」とする。

平成二十年三月二十八日

厚生労働省 告示 第四十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

「施設」というのは、第17条の規定に基づき厚生労働省が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準は、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第86号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施については、第1に掲げる基準とし、特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施については、第2に掲げる基準とする。

(6) 助機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、助機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者（第2条に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと）。

(7) 助機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に於いて、事業の委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

(8) 特定保健指導実施者（実施基準第7条第1項第2号の規定に基づき、助機付け支援対象者に対し、生活習慣の改変のための取組に係る助機付けに関する支援を行う者又は実施基準第8条第1項第2号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改変のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行う者をいう。以下同じ。）は、国、地方公共団体、保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。

(9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

2 施設、設備等に関する基準

(1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

(2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

(3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。

3 特定保健指導の内容に関する基準

(1) 特定保健指導及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。

(2) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。

(3) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。

(4) 特定保健指導を実施する年度中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容等について相談があった場合は、相談に応じること。

(5) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切な対応を図ること。

4 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成する基準

(1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成すること。

(2) 特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローアップ等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。

(3) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

(4) 個人情報に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

(5) 特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診断の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診断に相当する健康診断を含む。以下この(6)において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診断の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。

イ インターネット上で特定健康診断の結果のデータを入力できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診断の結果のデータは、インターネット上で特定健康診断の結果のデータを入力できるサービスを受ける者の特定健康診断の結果のデータとは別の場所と保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

(7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合に、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限定して提供するとともに、提供に当たっては、個人情報保護のリスクや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

(1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

(2) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な勧誘、販売（商品等を特定保健指導の対象者の勧誘を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。

(3) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

(4) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

(5) 業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

(6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職域

ウ 従業者の職域、員数及び職務の内容

エ 特定保健指導の実施日及び実施時間

オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の概算

カ 事業の実施地域

キ 緊急時における対応

ク その他運営に関する重要事項

(7) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。

(8) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

(9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

(10) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(11) 従業者及び会費に関する諸記録を整備すること。